　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 　 2017年11月16日

中国電力株式会社　清水希茂社長殿

貴社が計画されている上関原発に係る埋立事業に関し、以下のとおり公開質問状を提出いたします。

　 明治学院大学教授　熊本 一規

　公 開 質 問 状

貴社は、上関町田ノ浦地先海面において、８漁協（第107号共同漁業の免許を受けた８漁協）から成る共同漁業権管理委員会と交わした2000年4月27日付け補償契約に基づいて埋立事業を進めようとされています。

しかし、この埋立事業は、漁民の持つ漁業権あるいは財産権を侵害する違法な事業になると思われます。

よって、次の二項目を質問いたします。

１．2000年４月27日補償契約後に漁業を開始した漁民への補償を如何にされるか。

２．第107号共同漁業権の関係地区に住む「漁協に属さない漁民」、いわゆる「員外者の関係漁民」への補償を如何にされるか。

　ちなみに、「員外者の関係漁民」に補償が必要なことに関しては、中村敦夫参議院議員（当時）の照会に対する、次のような水産庁平成12年12月20日回答があります。

問：漁業法では、関係地区に住む漁民(以下、関係漁民という)であれば、漁協に属さない員外者であっても第一種及び第五種の共同漁業権の内容たる漁業を営めるとされている。したがって、員外者である関係漁民の営む共同漁業権の内容たる漁業に損害を与える行為をなすにあたっては、当該関係漁民への漁業補償が必要、と解するが如何か。

回答：設問の員外者が営む漁業の実態が社会通念上権利と認められる程度にまで成熟した慣習上の利益と判断されるときは、その者は補償を受ける権利を有するものと解する。

以上の二項目についてご回答くださるよう、宜しくお願いいたします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上